

教員免許制度に関する参考資料

教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別） ※詳細は別紙

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者
都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状 : 全ての都道府県
- ・特別免許状 } 授与を受けた
- ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

H20年度授与件数: 217, 626件

(内訳) 専修免許状: 15, 599件 一種免許状: 154, 590件 二種免許状: 47, 437件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔 教科に関する科目
教職に関する科目 〕

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H20年度授与件数: 56件

(平成元~H20年度総授与件数: 346件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H20年度授与件数:

9, 598件

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

H20年度届出件数:

21, 359件

優れた社会人を学校現場へ迎え入れるため、免許状を有しない者を教科等の一部領域(例: 看護、芸術等)を担当する非常勤講師に充てることができる。

② 専科担任制度

H14. 7. 1~H21. 3. 31の合計件数:

中学校免許状による小学校専科担任数 24, 070件

高等学校免許状による小学校専科担任数 4, 608件

高等学校免許状による中学校専科担任数 780件

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。(例: 中学校の理科の教員が、小学校の理科授業を行う)

高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。

(別紙)

普通免許状の種類について

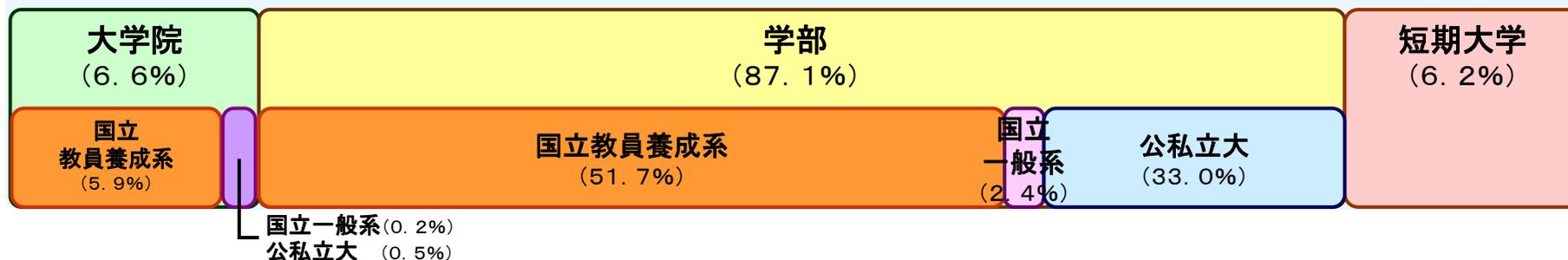
※ それぞれ専修免許状(修士課程修了程度)、一種免許状(大学卒業程度)、二種免許状(短大卒業程度)に分かれる

幼稚園教諭免許状	
小学校教諭免許状	
中学校教諭免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)、宗教
高等学校教諭免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭免許状	視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由、病弱者
特別支援学校自立教科教諭免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)
特別支援学校自立活動教諭免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭免許状	
栄養教諭免許状	

養成機関別新規学卒者免許状取得者数

※平成21年3月卒業者の免許状取得状況

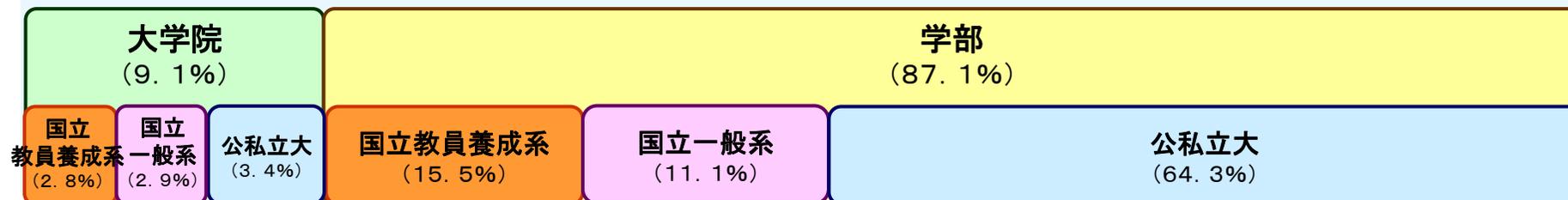
小学校教員免許状取得者数: 1万7,604人



中学校教員免許状取得者数: 4万9,882人



高等学校教員免許状取得者数: 6万6,546人



近年の教員養成・免許制度の主な改革

○:免許制度に係るもの ※:大学等の設置に係るもの

○ 昭和63年

- ・ 普通免許状の種類を専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類に
- ・ 二種免許状のみ有する教員に一種免許状取得の努力義務を課す
- ・ 免許状授与に必要な専門教育科目の単位数の引き上げ
(例:小学校一種免許状11単位増)
- ・ 社会人の学校教育への活用
(特別免許状、特別非常勤講師制度の創設)

○ 平成9年

- ・ 小・中学校の普通免許状取得希望者に介護等体験の義務付け(7日間)

○ 平成10年

- ・ 教員養成カリキュラムの柔軟な編成を可能とする方式の導入
(「教科又は教職に関する科目」の新設)
- ・ 教職に関する科目の充実
(例:中学校一種免許状 19単位→31単位)
- ・ 社会人活用の促進
(特別免許状の対象教科の拡大、有効期限の延長等)

○ 平成12年

- ・ 現職教員が専修免許状を取得する際に必要な単位数について、在職年数に応じた低減措置を廃止
(6単位まで低減→15単位の修得が必要)
- ・ 高等学校の免許教科の新設(情報、福祉等)
- ・ 特別免許状保有者が普通免許状を取得できる制度の創設

○ 平成14年

- ・ 他校種免許状による専科担任制度の拡充
- ・ 隣接校種免許状の取得の促進
- ・ 特別免許状制度の改善(学士要件、有効期限の撤廃)
- ・ 免許状の失効等に係る措置の強化
(懲戒免職処分を受けた者は免許状失効等)

○ 平成16年

- ・ 栄養教諭免許状の創設

※ 平成17年

○ 平成18年

- ・ 特別支援学校教諭免許状の創設

- ・ 教員分野に係る大学の設置等に関する抑制方針を撤廃

○ 平成19年

- ・ 教員免許更新制の創設

※ 平成19年

- ・ 教職大学院制度の創設

○ 平成20年

- ・ 教職実践演習の新設、教職課程への是正勧告・認定取消しの制度化

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の 改革に関する法律案(民主党提出)の概要

概要

- 現行制度における普通免許状を、6年制の養成課程による一般免許状(大学院修士レベル)と専門免許状(一般免許状の授与を受け8年の実務経験を経た後、教職大学院で単位修得。教科指導、生活・進路指導、学校経営の各専門分野毎に授与)に区分することにより、教員養成を6年制とする。専門免許状(学校経営)は管理職登用の条件となる。
- 現行2～4週間の教育実習を1年に延長。
- 普通免許状は文部科学大臣が授与。

審議経過

平成21年3月25日 参議院提出。
6月10日 参議院可決。
衆議院回付、審議未了廃案。

教員免許更新制の概要

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。 <教員免許更新制の導入:平成21年4月1日>

1. 免許状の有効期間の更新

- (1) 普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間を定める。
 - (2) 都道府県教育委員会は、以下の者から申請があった場合に、その免許状の有効期間の更新をすることができる。
 - ① 文部科学大臣の認定を受けた30時間以上の免許状更新講習の課程を修了した者
 - ② 免許状更新講習の受講を免除される者
 - 教員を指導する立場にある者
 - 優秀教員表彰者
- ※知識技能が不十分な者は不可
- (3) 現職教員にも同様の制度を適用する。
 - 旧免許状(平成21年3月31日以前に授与された免許状)には有効期間は定められない。
 - 旧免許状を有する教育職員等は、免許状更新講習を修了確認期限までに修了しなかった場合、その者の免許状は効力を失う。
 - 受講対象者は、毎年約85,000～89,000人程度

2. 免許状更新講習

- (1) 免許状更新講習を開設できる者
大学、指定養成機関、都道府県等の教育委員会、独立行政法人・公益法人など
- (2) 免許状更新講習の内容
 - ① 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)
 - ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

3. 実施のための取組

- 平成22年度予算において、教員免許制度の抜本的な見直しの方向性が示されるまでの間、へき地等で講習を開設する大学への補助など、大学における教員の現職教育への支援等を行うための経費として約2億4千万円を計上

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の 総合的な向上方策に関する検討状況について

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策については、本日、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、別添のとおり諮問が行われるとともに、同審議会に教員の資質能力向上特別部会を設置して審議が進められることになりました。

教員免許更新制の今後の在り方については、昨年10月21日に方針をお知らせし、現在もその方針に変更はありません。これに加えて、中央教育審議会での審議が開始されるに当たり、改めて以下のとおりお知らせいたします。

関係各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、引き続きの取組をお願い申し上げます。

1. 文部科学省としては、教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について、中央教育審議会において本年中を目途に一定の方向性をお示しいただきたいと考えております。
2. 教員免許更新制の在り方については、教員の資質能力の向上方策の抜本的な見直しを行う中で、総合的に検討することとしておりますが、一定の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでの間は、現行制度が有効です。現職教員の方は、現行制度に従って、定められた期間内に免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者の確認を受けることが必要です。
3. このため、免許状更新講習を開設する大学等におかれましては、現職教員の十分な受講機会が確保されるよう、都道府県教育委員会等との情報交換を行うとともに、必要に応じて国の補助事業の活用も検討の上、引き続き免許状更新講習の開設や、質の高い免許状更新講習の実施にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

あわせて、平成23年3月31日に修了確認期限が到来する現職教員の受講機会の確保について、可能な限りご配慮いただきますようお願い申し上げます。

教員免許更新制の実施状況①

受講対象教員数（推計）

修了確認期限が平成23年3月31日	85,487人
修了確認期限が平成24年3月31日	84,243人
修了確認期限が平成25年3月31日	89,748人
修了確認期限が平成26年3月31日	88,729人
修了確認期限が平成27年3月31日	85,980人

受講者数

	平成20年度 予備講習	平成21年度 更新講習	20年度・21年度 合計
必修領域	12,593人	61,490人	74,083人
選択領域	32,724人	154,745人	187,469人

※選択領域の受講者数は延べ人数。

※「予備講習」は、平成21年度からの更新制の実施に向けて、各大学等が文部科学大臣の指定を受けて、平成20年度に試行的に行った講習。修了確認期限が平成23年3月31日の現職教員は、予備講習の受講により更新講習の受講の免除を受けることができる。

教員免許更新制の実施状況②

更新講習開設状況

●平成21年度 開設認定実績

	開設大学数	講習数	受入定員	
			対面式	通信等
必修領域	321大学等	922講習	113,888人	39,080人以上
選択領域	502大学等	8,642講習	138,487人	139,651人以上

●平成22年度 開設認定実績（平成22年9月時点）

	開設大学数	講習数	受入定員	
			対面式	通信等
必修領域	239大学等	594講習	65,920人	23,150人以上
選択領域	391大学等	5,493講習	77,040人	60,753人以上

※選択領域の受講定員は18時間相当に換算

平成21年度更新講習の実施状況

●講習数

	必修	選択
認定講習数	922講習	8,642講習
実施講習数	894講習	7,607講習
廃止講習数	28講習	1,035講習

※「廃止講習数」は、受講申込者がいなかったあるいは極めて少なかったなどの事情により、実施しなかった講習の数。

●受講人数・履修認定人数

	必修	選択
受講人数	61,490人	154,745人
履修認定人数	61,256人	154,134人
履修認定を受けなかった人数	234人	611人

※人数は全て延べ人数。

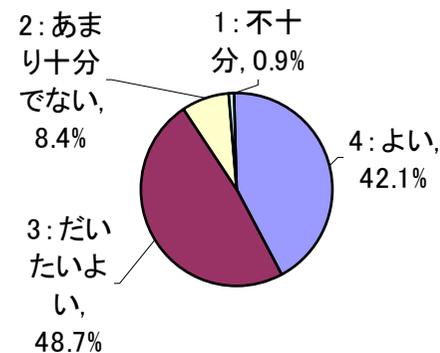
※「履修認定を受けなかった人数」は、講習の一部分のみを受講した、通信教育等による講習で課題を提出しなかったなど、当該講習の全体を受講しなかった者や、履修認定試験に不合格だった者など、受講人数のうち履修認定を受けなかった者の数。

平成21年度免許状更新講習 事後評価結果について

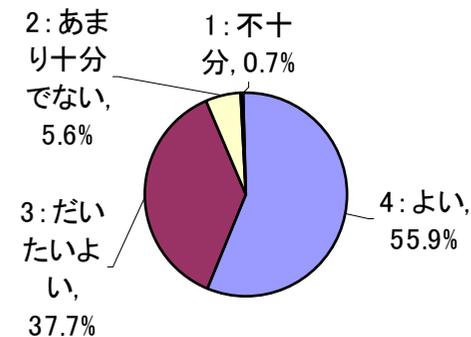
(平成22年8月時点 集計完了分)

- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を2月以内に文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
 - I. 講習の内容・方法についての総合的な評価
 - II. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
 - III. 講習の運営面(受講者数、会場、連絡等)についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。

<3項目の合計値> 【必修領域】



【選択領域】

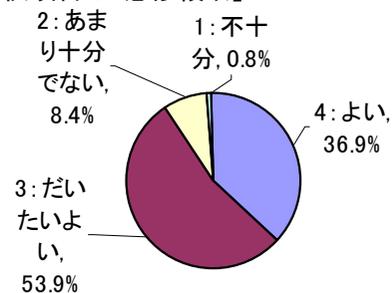


※上記及び次頁の結果は、平成21年度に実施された講習のうち、平成22年8月時点で評価結果の集計が完了している、以下の講習についてまとめたもの。

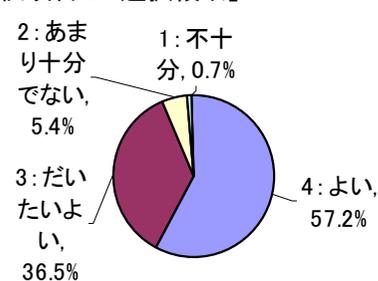
	開設者数	講習数	受講者数 (延べ人数)
必修領域	315大学等	876講習	60,680人
選択領域	491大学等	7,536講習	152,364人

<項目Ⅰ. 講習の内容・方法についての総合的な評価>

【評価項目Ⅰ:必修領域】

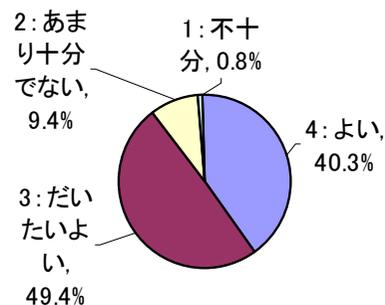


【評価項目Ⅰ:選択領域】

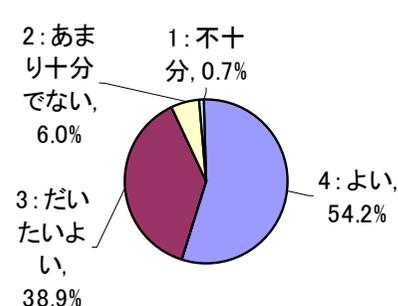


<項目Ⅱ. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価>

【評価項目Ⅱ:必修領域】

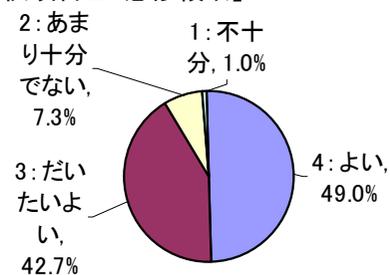


【評価項目Ⅱ:選択領域】

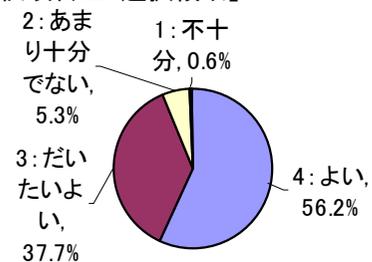


<項目Ⅲ. 講習の運営面(受講者数、会場、連絡等)についての評価>

【評価項目Ⅲ:必修領域】



【評価項目Ⅲ:選択領域】

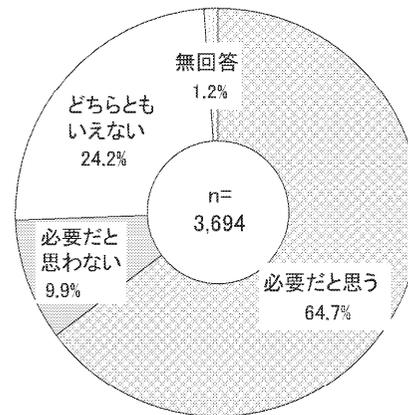


日本PTA全国協議会アンケート結果について

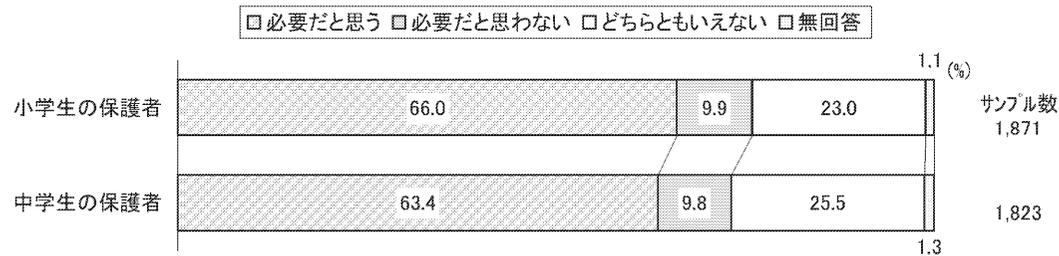
<保護者(PTA会員)を対象としたアンケート結果 (平成21年度実施)>

あなたは教員免許更新制についてどう思いますか。(○は1つだけ)

[教員免許更新制についてどう思うか<保護者全体>]



[教員免許更新制について<小学生、中学生保護者別>]



【教員免許更新制についてどう思うか】

保護者全体の回答では、「必要だと思う」が(64.7%)で、「必要だと思わない」が(9.9%)であった。

付問16-1 【問16で「1必要だと思う」と答えた方にお聞きします】

教員免許更新制の実施により、あなたは何を期待しますか。具体的に記述してください。

教員免許更新制の実施により、何を期待するか		件数	%
1	教員の知識・能力・指導力の維持と向上（教員の成長・進歩）	701	40.3%
2	教員の適性を見極めてほしい	238	13.7%
3	初心忘れるべからず	183	10.5%
4	社会の変化に対応できる教員	149	8.6%
5	力不足の教員の減少	137	7.9%
6	尊敬される教員が増えること	130	7.5%
7	最新の技能・知識の修得	78	4.5%
8	自信を持って指導できる教員	34	2.0%
9	子どもたちにとって興味が持て、楽しい授業ができる教員	27	1.6%
10	期待していない（変わらない）	8	0.5%
11	その他	54	3.1%
	合計	1,739	100.0%

【教員免許更新制の実施により、何を期待するか】

「教員免許更新制の実施により、何を期待するか」（自由記述）を聞いたところ（1,739）の回答があった。最も回答が多かったのは「教員の知識・能力・指導力の維持と向上（教員の成長・進歩）」で（701）。次いで「教員の適性を見極めてほしい」の（238）。

出典：社団法人 日本PTA全国協議会
平成21年度 学校教育改革についての意識調査